

鎌ヶ谷市災害時協力井戸の登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、震災等の災害時に供給が困難となるおそれがある生活用水を確保するため、災害時における飲料水以外の生活用水を市民等に供給するための井戸（以下「災害時協力井戸」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも適合する井戸であつて、第5条第1項の規定により届出のあつた井戸を災害時協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する電動式、手動式又は電動・手動式併用のポンプ井戸又はつるべ井戸であること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供していただけること。
- (3) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、現在井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること。
- (4) 災害時協力井戸が所在する旨の標識を井戸所在地の門、扉、塀など近隣の市民の方がわかりやすいところに表示していただけること。

(利用条件の周知)

第3条 市長は、災害時協力井戸を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害時協力井戸の利用は、災害時協力井戸登録者（以下「登録者」という。）の承諾が得られた場合を除き、災害等による水道の断水時に限られること。
- (2) 停電等により災害時協力井戸が利用できない場合があること。
- (3) 利用者は、登録者から災害時協力井戸に関する管理運営上の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

(維持・管理)

第4条 災害時協力井戸は、善意に基づき提供されることから、市は水質検査や維持管理に係る費用等に対する助成を行わないものとする。

(登録の手続)

第5条 災害時協力井戸として、登録を了承する所有者等は、鎌ヶ谷市災害時協力井戸登録届出書兼登録調書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、災害時協力井戸登録台帳(別記第2号様式)に登録するとともに、届出者に対し、鎌ヶ谷市災害時協力井戸登録決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 災害時協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して3か年度とする。ただし、当該登録期間の満了までに市長、登録者のいずれからも異議の申出がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録解除)

第7条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 登録者から鎌ヶ谷市災害時協力井戸登録解除届出書(別記第4号様式)が提出されたとき。

(2) 第2条各号に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定に該当する場合は、鎌ヶ谷市災害時協力井戸登録解除通知書(別記第5号様式)により、当該登録者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月3日から施行する。